

西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2006年12月15日発行 vol.18 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jyukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

取消訴訟控訴審 第1回口頭弁論 初回弁論で、もう結審!? マジメにやれ、東京高裁!!

「住基ネットは不当で不要。市は住民票コード番号の付番を取り消せ」。西東京市民3名が、同市市長を訴えた裁判で、東京地裁は7月14日、原告の請求を却下する判決を言い渡しました。原告の主張を一顧だにしていないことはもちろん、被告である市の立場さえ無視して国の立場を追認し、無責任行政を後押しする判決に対し、原告3名は控訴。東京高裁に舞台を移した控訴審は、11月2日に第1回の口頭弁論が開かれましたが、いきなり結審で次回判決という驚くべき展開となりました。



処分性の有無について従来主張を捨てた市

原告側は控訴状、控訴理由書を提出し、1審と同じ証人（保谷高範・前市長はこの間に死去）を申請していましたが、被告側代理人は「証人尋問の必要性はない」とし、さらに「処分性の有無については、1審判決の考え方でよい」とも述べ、これまでの主張を180度転換させてしまいました。「コード番号付番は当然、行政処分。でも正しい処分だから違法性はない」という住基ネット施行以来の一貫した立場をアッサリと投げ捨てた瞬間です。処分性を前提に進めてきたこれまでの行政との整合性はどのようなのでしょうか。

15秒の「合議」で、即結審!

証人申請の採否について横山匡輝裁判長は「合議します」と陪席判事とともに退出しましたが、ほんの15秒ほどで戻ってきたかと思うと、「証人尋問は必要ないので、採用しません。これで結審とします」と宣告したのです。

原告の控訴理由書は、まったく検討すらされていません。被告を批判した部分について、被告から反論させることすらしない。まるで「裁判が始まる前から判決が決まっている」かのようなやり方は、到底認められるものではありません。私たちはこの『西東京・住基ネットいらなない! ニュース』17号で、裁判所と被告西東京市に「今度こそ真摯な態度で真理に臨むことを期待」と訴えましたが、実態は1審以上にさらにお粗末なものになってしまいました。12月21日に言い渡される判決がどのようなものになるにせよ、とにかく「もっとマジメにやれ! 東京高裁!!」 (H)

取消訴訟控訴審判決は
12月21日(木) 決定!
13時15分~
東京高裁 810号法廷で!

国賠訴訟 第13回口頭弁論 市は基本的な無理解を露呈 情報セキュリティの非公開は時代遅れ

国家賠償請求訴訟は第12回口頭弁論が11月27日に開かれ、こちらも裁判長が結審にむけて動き出しています。

原告が準備書面(12)、被告が準備書面(11)をそれぞれ提出。原告代理人の清水勉弁護士は「今回の被告準備書面を見ると、西東京市が情報セキュリティとプライバシー保護の考え方にかんして基本的な誤りをおかしていることが一層明白になった」と指摘。「西東京市が情報セキュリティの実態を全く公開しないというのは時代遅れ。他の自治体で公開し

ている情報まで公表しないのは、明白な誤りだ。他自治体での公開実例を原告側の証拠として提出し、非公開の問題性を明かにする」として、新たな準備書面と書証を提出することとしました。また前回証人申請していた3名の原告について、陳述書を早急に提出することになりました。

裁判長は「今回で証人尋問の採否を決めるつもりだった」として審理の打ち切り?をにおわせましたが、辛うじて回避。市の矛盾は次々と露呈しています。原告の立証はまだ続きます! (H)

大阪高裁で住民勝訴 コート番号削除命じる画期的判決

大阪高等裁判所で、画期的な判決が下されました。11月30日、大阪府内の16人が各居住地の市を相手に住基ネットによる本人確認情報の提供禁止などを求めている裁判で、大阪高裁の竹中省吾裁判長は「住基ネットには無視できない欠陥がある。本人の同意がないのに個人情報を提供することは違憲」として4人の住民の住民票コードを住基ネットから削除するよう命じたのです。とくに住民票コード番号がマスターキーとして「名寄せ」に利用される危険性を、システム自体がもつ制度的欠陥と明快に断じた点などは、西東京の訴訟でも原告が再三指摘してきたところです。

東京地裁は残念ながら「処分性」をめぐる入り口論に終始して、権利侵害の可能性について実質的な判断を避けました。行政の後押しや追認に終始する

東京地裁は、「法の番人」としてのあり方を放棄したものと、あらためて厳しく批判される必要があります。

箕面市長は上告せず判決確定

さらに吹田市や守口市などとともに被告の一員であった箕面市の藤沢市長は、上告しないことを決定しました。藤沢市長は「人権を守る立場の自治体の長として、最高裁に委ねるのではなく、この判決を確定させることにした」と説明。箕面市が被告である部分について、「住民票コードを削除せよ」という判決が確定することになりました。裁判所と自治体と住民の3者が、住民の権利を守るという点で一致し、最善の結論を導き出した画期的なケースといえるでしょう。西東京市にも「人権を守る立場の自治体」としての判断が求められています。

よてい表

取消訴訟控訴審 判決言い渡し

2006年12月21日(木) 13時15分~
東京高裁 810号法廷

国賠訴訟 第14回口頭弁論

2007年1月29日(月) 10時~
東京地裁 713号法廷

活動日誌

- 11/1 原告・弁護団打ち合わせ
- 11/2 取消訴訟控訴審 第1回口頭弁論
- 11/14 原告・弁護団打ち合わせ
- 11/27 国賠訴訟 第13回口頭弁論
- 12/13 ニュース印刷発送作業